

宮城県ものづくり中小企業自家消費型発電設備導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内ものづくり中小企業がエネルギー価格の高止まりに対応するため、自らグリーン電力を作り出せる体制を整備・強化し、更なるエネルギーコスト削減に向けた取組の支援を目的として、太陽光発電設備等を新たに導入する経費について、予算の範囲内で宮城県ものづくり中小企業自家消費型発電設備導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「製造業者」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）のうち、次に掲げる要件を全て満たす者。

ア 製造業を主たる事業として営む者で、宮城県内に生産拠点を有する者。（日本標準産業分類（令和5年総務省告示第405号）に規定する「食料品製造業」及び「飲料・たばこ・飼料製造業」に係る事業者を除く。）

イ 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者。

(ア) 同一の大企業からの出資が、資本金の2分の1以上を占めている中小企業者等

(イ) 大企業からの出資が、資本金の3分の2以上を占めている中小企業者等

(ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占めている中小企業者等

(補助金の交付対象等)

第3条 この要綱における補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）及び補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1のとおりとする。

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2のとおりとする。

3 宮城県内におけるものづくり産業の振興を図る事業実施主体として知事が適当と認めた者。

(補助金の額等)

第4条 補助事業者に交付する補助金の額及びその補助率は、別表3のとおりとする。

2 前項の規定により算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、別表4

のとおりとする。

- 3 次の各号のいずれかに該当する補助事業者は、交付申請をすることができない。
 - (1) 補助金の交付対象となる事業について、他の補助金を受ける場合
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者
 - (3) 交付申請時に宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者
 - (4) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (5) 県税に未納がある者
 - (6) 再生可能エネルギー地域共生促進税条例に基づき課税される者
- 4 知事は、前項第4号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

（申請の際の消費税及び地方消費税）

第6条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、規則第3条第1項の申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

- 第7条 知事は、規則第3条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。
- 2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、前条により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
 - 3 知事は、前条のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる変更についてはこの限りでない。
 - ア 補助事業に要する経費の10%以内の減少の変更である場合
 - イ 補助事業に要する経費の区分相互間の20%以内の変更である場合

ウ 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、様式第4号により速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(交付決定前着手)

第10条 補助事業の着手は、原則として規則第6条の規定による補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ様式第5号による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(状況報告等)

第11条 規則第10条の報告について、知事が補助事業の遂行状況の報告を求めた場合、補助事業者は、知事が別に指定する期日までに、様式第6号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるとときは、補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求め、又は現地調査を行い、補助金の使用状況を調査することができる。

(実績報告)

第12条 規則第12条第1項の補助事業実績報告書は、様式第7号によるものとする。

2 規則第12条第1項の規定により補助金実績報告書に添付しなければならない書類は、別表5のとおりとする。

3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止承認の日から1か月を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い日までとする。

(実績報告に係る消費税及び地方消費税)

第13条 補助事業者は、規則第12条第1項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第14条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただ

し、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができる。

- 2 前項ただし書による補助金の概算払で補助金の交付を受けようとする補助事業者は、様式第8号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(財産の管理及び処分等)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。

- 2 規則第21条第2号及び第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、重要な器具その他の財産とする。
- 3 補助事業者は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、別表6で定める期間が経過するまでに、取得財産等を取り壊し又は廃棄し、他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供するときは、様式第10号により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 4 知事は、規則第21条の規定に基づいて取得財産の処分の承認をした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(成果報告)

第17条 補助事業者は、補助事業の完了後において、知事から当該補助事業に係る成果等について報告を求められた場合は、知事が指定する様式により、知事に報告しなければならない。

(成果発表等)

第18条 知事は、補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、所在地、補助事業の成果等を公表することがある。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施等に関し必要な事項については、知事が別に定める。

- 1 この要綱は、令和7年12月22日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表1（第3条第1項関係）

区分	補助事業者	補助事業
自己所有型	県内に生産施設を有する製造業者	県内において新たに導入される、自家消費に使用される発電出力50kW（公称最大出力合計）以上の太陽光発電又は風力発電設備 ^{※3} を補助対象とする。
第三者所有型	オンサイトPPAモデル ^{※1} ・ファイナンスシリーズにより、県内に生産施設を有する製造業者の生産施設敷地内に自家消費型発電設備を新たに導入する ^{※2} 事業者。	ただし、蓄電池の導入は、前述の発電設備と併せて導入する場合のみ補助対象とする。

- ※1 発電設備等の所有者である補助事業者が、需要家の施設等に発電設備等を当該補助事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式を指す。
- ※2 別表6で定める期間が経過するまでに、需要家とPPA事業者又はリース事業者との契約で補助金額の5分の4以上がサービス料金、リース料金の低減等により需要家に還元、控除されるものであること。
- ※3 売電を目的としたものは対象外（売電のための配線工事含む）とする。

別表2（第3条第2項関係）

補助対象経費	内 容
設計費	事業に直接必要な機械装置の設計費
設備費	事業に直接必要な機械装置及びこれらに附帯する設備費
工事費	事業に直接必要な工事費
その他経費	事業に直接必要なその他の経費

別表3（第4条第1項関係）

補助率	補助上限額	補助下限額
1／2以内	20,000千円	5,000千円

別表4（第5条第2項関係）

補助金交付申請に関する添付書類	1 事業計画書（様式第1号別紙1）
	2 導入する設備のカタログ又は諸元表
	3 補助事業実施予定場所（以下「予定地」という。）の位置図、外観写真
	4 導入設備の配置図、単線結線図
	5 予定地の年間電力使用量及び月別電力使用量が確認できる書類
	6 見積書（設計費、設備費、工事費、その他経費に関する見積書）
	7 直近3か年の決算書類
	8 暴力団排除に関する誓約書、役員名簿
	9 関係法令遵守に関する誓約書
	10 県税納税証明書（発行から3か月以内で、全ての県税に未納がないこと）
	11 登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行から3か月以内）
	12 会社案内のパンフレット等（会社の概要が分かるもの）
	13 設備設置承諾書（需要家の承諾）
	14 オンサイトPPAモデル、ファイナンスシリーズに関する契約書等の案 ※ 補助金額の5分の4以上がサービス料金の低減等により、需要家に還元 されることが分かる記載があること。
	15 その他知事が特に必要と認めるもの

別表5（第12条第1項関係）

補助金実績 報告に関する添付書類	1 事業実績書（様式第1号別紙2） 2 設備設置にかかる見積書、契約書または発注請書、完了届（納品書）等、請求書等の写し 3 支払完了を証する書類の写し 4 オンサイトP P Aモデル、ファイナンスリースに関する契約書等の写し 5 知事が必要と認める書類（完成写真等）
---------------------	--

別表6（第16条第3項関係）

知事が定める期間	減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年3月31日大蔵省令第15号) のとおりとする。
----------	---